

2010 年 11 月 10 日

新日本婦人の会

1962 年の創立以来、私たち新日本婦人の会（新婦人）は核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げ活動しています。国連経済社会理事会の特別協議資格をもつ NGO として、世界女性会議や国連女性の地位委員会に参加、女性差別撤廃条約や北京宣言と行動綱領はじめジェンダー平等・女性の権利に関する国際合意の国際、地域、および国内レベルでの実施の推進にとりくんでいます。国内においては、約 20 万の会員がこうした国際合意を学び活用しながら全国の地域や職場で要求実現にとりくみ、さまざまな個人、団体とも協力して草の根の女性の声と要求を自治体や政府に届けています。

会の目的の第 1 に核兵器廃絶を掲げる新婦人は、2010 年 5 月の NPT 再検討会議に向けて、核兵器禁止・廃絶条約の国際交渉の開始をもとめる署名と、被爆組写真を世界各地の女性団体や姉妹都市に送り被爆の実相を知らせる活動を展開、15000 人の NGO が集ったニューヨーク行動には、被爆者 100 人を含む 1800 人からなる原水爆禁止日本評議会の代表団（1800 人）に 250 人を超える会員が参加しました。

日本原水協代表団は約 700 万の署名を持参しましたが、うち 150 万は新婦人の会員が集めたものです。これら署名は、NPT 再検討会議の前日の 5 月 2 日、国連本部前でリブラン・カバクチュラン NPT 再検討会議議長とセルジオ・ドゥアルテ国連上級代表（軍縮担当）に直接手渡されました。翌 3 日、カバクチュラン議長は会議の冒頭で署名を受け取ったことに言及し、これら署名は各国代表が力を尽くさねばならない、核兵器のない世界をめざすとりくみを強めねばならないとのメッセージであると述べました。8 月には潘基文国連事務総長が、事務総長として初めて広島での平和記念式典に参加し核兵器禁止・廃絶条約をもとめるなど、核兵器のない世界という目標実現への具体的なイニシアチブが発揮されつつあります。私たちは、新婦人はじめ被爆者とともに声をあげ続けてきた日本と世界の市民社会の運動が、こうした変化をつくってきた最大の力であると確信しています。

優先テーマ「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた、女性と女兒の教育、訓練、科学、技術へのアクセスと参加」について

「ミレニアム開発目標報告 2010」は、1999 年以降、初等及び中等教育において女兒の就学率が向上していると指摘しています。一方世界銀行の 2008 年の報告は、すべての地域で労働力人口に占める 20 歳から 24 歳までの女性の割合が男性より低いとしており、教育が雇用の機会に直接結びついていないことを示しています。非正規雇用の増大も深刻で、たとえば日本では、女性労働者の 53.3%が非正規雇用、非正規雇用労働の 69.5%を女性が占めています（2009 年総務庁）。女性の高学歴化がすすむ一方で、年収 200 万円以下のワーキングプアの 73%が女性（2009 年、国税庁）です。金融危機や経済状況の悪化のもとで、女性は最後に雇用され、最初に解雇される事態が続いています。新自由主義的経済政策からの脱却がもとめられています。

教育における男女同数の達成には課題が多く残されており、開発途上国や農山漁村における格差は大きいままです。高等教育においては科学・技術系の分野で女性は少ない状態です。

背景として、性別役割分担意識の根絶のとりくみが弱くいまだに根強いこと、女性の意思決定への参加が低いこと、女兒と女性が直面している困難や差別に配慮した政策が不足ないし欠如していることがあげられます。女性差別撤廃条約と選択議定書、北京行動綱領とそのフォローアップ文書をはじめとするジェンダー平等と女性の地位向上のための国際合意や国際法の促進と普遍化を促進し、日常生活における女性の事実上の平等を実現することが不可欠です。

雇用へのアクセスの点で強調したいのは、女性が働き続けられるための特別の手立てが必要だということです。妊娠・出産や介護など家庭責任が女性に不利な条件とならないために、家庭と仕事の男女の平等な責任分担を可能にするための法律や制度の整備が必要です。ジェンダー平等を推進する教育プログラムや啓発活動も重要です。

新婦人は、気候変動や自然災害の多発、貧困と格差の拡大など国際社会が直面している問題で女兒と女性への影響や特別のニーズに配慮する、ジェンダーに配慮した対応が必要であることを強調します。これらは、財政難を理由に対応を先延ばしにすれば、人類と地球の生存を危機にさらす問題です。しかし、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の「2010年版年鑑」は、金融危機で景気後退や財政難に見舞われているなか、2009年の世界の軍事支出は前年比実質約6%増の推定総額1兆5310億ドルに達したと報告しています。お金の使い方の抜本的な転換が必要です。

私たちは、第53回CSWにむけて、加盟国にたいし以下のことをもとめます。

- ・ 誰もが高等教育まで受ける権利を保障されるために、教育費の無償化や保護者へのインセンティブを含む制度を確立・整備する。
- ・ ジェンダーの視点にたったカリキュラムや教科書、一方の性が少ない分野での女性や男性のロール・モデルを提供する。
- ・ 教育が雇用に結びつくような支援とあわせて、特に平等な責任分担を実現するための措置を通じて女性が働き続けることができる労働環境をととのえる。保育や介護の施設および休業制度が重要であり、男性の取得率の向上と労働時間の短縮への努力がもとめられる。女性による無償労働を評価する。男女の賃金格差を是正し、女性を積極的に意思決定レベルに登用するための暫定的特別措置を導入する。雇用の分野での女性差別をなくすために、企業の責任を明確にする。
- ・ 性別役割分担意識を根絶するために、女性差別撤廃条約にもとづいた法律や制度の整備と啓蒙活動を推進する。教育、司法、行政にたずさわる人々、国会議員による、条約の認知度を高め差別撤廃のためのツールとして活用するとりくみの先頭に立つ。企業やメディアに役割を発揮するようもとめる。
- ・ 女性の政治参加、特に国会議員の割合を増やすために、暫定的特別措置や比例代表制中心の選挙制度を導入する。
- ・ 国連憲章26条にもとづき、軍事費を大幅に削減し、MDG目標の達成含め人間と環境のニーズ中心へとお金の使い方を転換する。

見直しテーマ「女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の根絶」について

さまざまな報告が、女性や女兒に対する差別が根強いもとで女性・女兒への暴力が依然として

横行していることを示しています。特に女兒は暴力の被害を受けやすく、性暴力被害者の 5 割が 16 歳未満の女兒です（2003 年、国連人口基金）。新婦人は、第 2 次世界大戦中の日本軍による性奴隷制の被害者の大半が十代の女性であり、その後生涯にわたって身体的・精神的被害を受け続けていることを指摘したいと思います。性器切除、強制婚や早期婚、名誉殺人などさまざまな形態での暴力が続いており、女兒からエンパワーメントと自分の人生の主人公になる機会を奪っています。紛争や軍事占領、軍事プレゼンスのもとでの、ジェンダーにもとづく暴力も各地で起っています。いかなる形態の暴力にたいする不処罰を終らせなければなりません。

私たちは、第 53 回 CSW にむけて、加盟国にたいし以下のことをもとめます。

- ・ 事務総長の「女性に対する暴力根絶へユナイト」キャンペーンはじめ、さまざまなイニシアチブにたいし、資金も保障して強力に推進する。
- ・ 女性差別撤廃条約などの国際法や国際人権の合意に沿って、加害者に対する厳格な処罰と被害者支援を明記した暴力禁止法を制定・整備する。暴力が人権侵害であるとの教育・啓蒙活動を幼少期から進める。リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点とともに科学にもとづく性教育を推進する。
- ・ 暴力被害の実態調査を行い、女兒や女性への異なる影響を把握し、被害者への支援措置をとる。
- ・ インターネット含めメディアにおける女性の固定的イメージの利用や性的搾取に対する法的規制を強化する。
- ・ 安保理決議 1325、1820、1888 および 1889 を実行する。
- ・ 貧困や失業など暴力の要因となりうる問題の解決にとりくむ。紛争解決の手段としての武力行使を拒否する立場で安全保障を再定義し、人間の安全に中心を置いた安全保障へと政策を転換する。最悪の暴力である戦争の非合法化へ、力を合わせる。この点で、平和と安全保障にかかわる意思決定に女性が平等に参加することが不可欠である。まず、自国の軍事費を大幅に削減すること。

UN ウイメン創設について

新婦人は、「ジェンダー平等・開発・平和」の目標達成へ大きな力を与えるものとして、UN ウイメンの創設と、初代責任者にチリの前大統領ミシェル・バチェレ氏が任命されたことを歓迎します。UN ウイメンが活動開始後初めて迎えるこの第 55 回 CSW は、各国政府が十分な予算と人員を確保し、この新設された機関への全面的支援を再確認するまたとない機会になります。

新婦人は、UN ウイメンとともに活動することに期待するとともに、すべての人が権利を全面的に享受し調和して暮らすことができる、平和で公正、持続可能な世界のために、国連と市民社会のよりよいパートナーシップの構築に力を尽くす決意をあらためて表明します。